



## 利益の開示および利益相反管理に関する方針

### Disclosure of Interests and Management of Conflict Policy

シニアスタッフスポンサー: Wayne H. Bylsma, PhD

所属部門: 本部事務局／倫理・専門職業意識センター

発効日: 理事会承認 2023年9月12日

#### 背景・趣旨

米国内科学会(ACP または本会)は、慈善的・教育的・科学的目的のために組織された医療専門職団体である。ACP の使命は「医学の実践における卓越性と専門職業意識を育むことで、医療の質と効果を高めること」である。その使命を遂行するにあたり、ACP はその名を代表し関わるすべての人に卓越性と専門職業意識を求め、利益相反やその疑いのある状況を認識し、回避するよう期待している。

「利益の開示(Disclosure of Interests)」は、下記のいずれかの ACP 役職に就く個人の独立した判断を保証し、ACP の活動(教育プログラムや教材、出版物、立場または原則を含む臨床・公的政策(「ACP 方針」)、およびガバナンス会議)における実際または見かけ上の偏りを最小化するために、管理を要する利益相反を特定する主要な手段である。本「利益の開示および利益相反管理に関する方針(Disclosure of Interests and Management of Conflict Policy)」は、利益および利益相反の定義、開示の適用対象、ならびに利益相反が存在する場合に ACP がそれをどのように評価・管理するかの手続きを定めるものである。

#### 方針(Policy)

本方針および手続きは、以下のいずれかの役職(ACP 役職)に従事する個人(ACP 参加者)に適用される。

- 理事会(Board of Regents)メンバー
- 支部長会(Board of Governors)メンバー
- ACP 保険信託(ACP Insurance Trust)の受託者(Trustees)
- 委員会・評議会メンバー、タスクフォース、作業部会、その他任命された統治機関構成員
- ACP 職員
- ACP のコース、会議、その他プログラムや製品に関与する教員(Faculty)
- ACP 出版物のコンテンツ、ACP 論文、または ACP 方針(ACP Policy)の著者  
(ただし Annals of Internal Medicine は国際医学雑誌編集者委員会(ICMJE)の方針・手続きに従うため除外する)



- ACP 活動の内容を管理または影響し得る、あるいは ACP 活動の企画・実施に関与するその他の役割に就く者
- ACP の指名により、ACP を代表して他組織の役職等に就く者、またはその他の形で ACP を代表する者

現在または過去の ACP 参加者は、ACP の明示的な同意なく、自己の ACP との関係を商業的利益のために利用したり、ACP が特定の製品または事業を支持・推奨していると示唆・暗示・表示したり、その他 ACP 参加者に商業的利益が生じ得るいかなる方法でも使用してはならない。ACP 参加者は、他の組織のために業務その他の活動を行っている場合、その活動が ACP の指示に基づき、ACP を代表して行われるものでない限り、ACP との関係を利用・引用したり、その他いかなる利益を得たりしてはならない。

もっとも、以上の規定は、ACP の業務の文脈(例. ACP 内部または ACP を代表しての対外コミュニケーション、外部の場での公式な ACP 代表)や、非営利目的の個人的・職業上のコミュニケーション(例. メールの署名)における ACP 名称の使用を禁止または制限するものではない。また、本規定は、保持者の ACP 会員資格が有効である限り、職業活動に関連して使用が認められている FACP または MACP の称号の使用には適用されない。

ACP の給与職員は、専務理事/最高経営責任者(Executive Vice President/Chief Executive Officer)を除き、ACP 理事会(Board of Regents)のメンバーとして務めることはできない。専務理事/CEO は議決権のないメンバーとして参加する。

利益相反とは、ある利益が ACP 参加者の ACP に対する責務や忠誠と矛盾・衝突し、またはその独立した判断の行使を妨げる状態をいう。本「利益の開示および利益相反管理に関する方針」に定める手続に従い、ACP は、開示された「関連する利益(relevant interest)」(年次開示手続の項に定義)から特定された利益相反をどのように管理するかを決定する。これには、次の事項が含まれる:

- ACP の教育プログラムおよび製品の利用者(参加者、購読者等)、ならびに ACP が発表する ACP 方針(ACP Policy)に対し、関連する開示情報を提供すること。
- 特定された利益相反の性質と程度に応じて、ACP 参加者の ACP 活動への関与を制限・除外・中止する可能性があること。



ACP 参加者は開示手続を完了し、ACP を代表して活動する間は、実際または見かけ上の利益相反を認識して回避に努めるとともに、本「利益の開示および利益相反管理に関する方針」および手続を完全に順守しなければならない。これに違反した場合、参加の制限や ACP 役職の喪失を含む懲戒措置の対象となり得る。

ACP 参加者が行うすべての意思決定および行為は、ACP の最善の利益に基づき、ACP 方針および適用される州法・連邦法・規制に従って行われなければならない。

#### 年次開示手続(Annual Disclosure Process)

ACP 参加者は、以下の手続に従い、医療に関連するすべての利益、または ACP グループが検討すべき特定の責務や既知の課題に関連するすべての利益(「関連する利益(relevant interests)」)を ACP に開示しなければならない。

「利益(interest)」とは、個人にとって重要な事柄を指し、多くの場合、その目標・責務・価値に由来する。一般的な利益には、活動、人的関係、受け取った給付等が含まれる。

- 年次開示手続において、ACP はイデオロギー(例、信念、所属)や個人的特性の開示を要求しない。ただし、それらが ACP 役職に求められる業務に関連して重要な場合には、当該 ACP 活動の責任者に対して開示が必要となることがある。
- すべての「関連する利益」が直ちに利益相反となるわけではなく、ACP を代表した活動や特定案件への関与を必ずしも制限・排除するものではない。
- 利益相反の有無およびその管理方法は ACP が判断し、必要に応じて参加の制限・変更・除外・中止を含み得る。
- ACP は、年次開示手続の外でも、ACP 参加者に対し開示内容の更新を求めることがある(例、ACP グループ会議の開催前)。

#### 開示遵守要件(Disclosure Adherence Requirements)

ACP 参加者は、以下の開示要件を遵守しなければならない。

- 上記「年次開示手続」で定義するすべての「関連する利益」を開示すること。
- 開示対象は ACP 参加者本人、その配偶者/パートナー、同居人とする。さらに、同居していない者であっても、ACP 参加者が把握しており、ACP 活動における ACP 参加者の判断に影響し得る「関連する利益」を有する者がいる場合には、その者の「関連する利益」も開示すること。

- ACP 参加者本人および配偶者/パートナーの雇用主および/または事業上のパートナーを、医療関連か否かを問わず開示すること。
- 開示対象期間は現在から過去 3 年間(例. 2017 年 5 月に開示する場合、2014 年 5 月～2017 年 5 月)。
- 当該利益が実際に利益相反を生じるか否かに関する ACP 参加者本人の見解に関わらず開示すること(疑わしい場合は開示)。
- 次の種類の「関連する利益」を開示すること:
  - 財政的利益(Financial):金銭に関わるもの(例. 謝礼、賃金)
  - 知的利益(非財政的)(Intellectual, Non-Financial):コンテンツや活動への関与(例:理事会メンバー、著者)に関わるもの。他組織における受託者(fiduciary)関係を含む
  - 直接的利益(Direct/Self):ACP 参加者本人に利益が帰属するもの(例:謝礼の受領、理事会メンバーや著者としての立場)
  - 間接的利益(Indirect):本項第 3 の箇条書きで特定した者(配偶者/パートナー等)に利益が帰属するもの(例. 配偶者/パートナーが給与を受け取っている、理事会に所属している等)
  - 現存の利益(Active):現在存在するもの(例:現職の雇用)
  - 非現存の利益(Inactive):現在は存在しないが過去 3 年以内に存在していたもの(例:ACP 参加者となる前に売却した株式)

ACP グループに参加する際の、他組織における受託者関係に関する注記:

受託者関係(fiduciary relationship)とは、注意義務(慎重に行動すること)、忠実義務(個人的利益やその他の利益のためではなく、組織の最善の利益のために行動すること)、および遵守義務(組織の使命を維持・発展させるよう行動すること)を要する関係を指す。組織の受託者であることは通常、(理事会メンバー等の)明確に定義された役割であり、当該組織に影響を及ぼす意思決定を行う際には、その組織に対する特別で分割されない忠誠が求められる。ACP 参加者が、たとえば理事会メンバーとして ACP における受託者の役割を担うと同時に、他の組織における受託者の役割を担っている場合、当該他組織との関係(「利益」)は開示すべきであるだけでなく、ACP に対する ACP 参加者の責務との潜在的な利益相反として特段の注意を要する。(ACP の支部長[Governor]は自支部に対する受託者義務を負い、理事と同様に、ACP の全国的な方針に公然と反対しないことが求められる。)ACP と他組織の双方に対する同時の受託者義務は、両組織の方針や立場が矛盾する場合には解決不能の利益相反を生じ得るため、他組織で受託者の役割を有する ACP 参加者は、役割が衝突する際には参加を辞退する用意が必要であり、場合によっては ACP または



他組織のいずれかにより、両方の役割を同時に保持することが認められないことがある。

ACP のプログラム、製品、または教育活動(例. 教員、著者、その他、内容を管理・影響し得る立場の者)のうち CME 単位認定対象(「CME 活動」)に関する ACP 参加者は、少なくとも米国継続医学教育認定協議会(ACCME)の要件に従い、過去 12 か月に発生したすべての(金額の多少を問わず、配偶者/パートナーのものを含む)直接・間接の財政的関係を、患者が消費または使用する医療用物品やサービスを製造・販売・再販・流通するいかなる事業体との関係についても開示しなければならない。ACP の「利益の開示および利益相反管理方針」により、これに加えて追加の開示または利益相反管理が求められる場合がある。

「関連する利益」は、Association of American Medical Colleges(AAMC)が開発・運用する電子システムである Convey Global Disclosure System(以下 Convey \*)を用いて開示する。同システムは、開示事項をカテゴリ・期間・金額基準で構造化して取り扱う。Convey を使用しない例外については後述のとおり。

ACP 参加者の開示内容は、ACP の裁量により公表される場合がある。理事会(Board of Regents)メンバー全員の開示内容は、ACP のウェブサイトに掲載される。

**管理部門(Administration):** 本部事務局(Executive Office)

**影響を受ける部門(Divisions Affected):** 全部門

**手続(Procedure):** 利益相反の特定と管理

\* 訳注) 米国本部では「Convey」というシステムを使って COI を管理しているが、日本支部では利用できないため、Convey を使用しない例外に準じて対応する。

#### A. 一般 General

選出または任命により ACP 役職(ACP Position)に就いた際、ACP 参加者は年次開示手続(Annual Disclosure Process)を完了しなければならない。以後も毎年、また状況の変化に応じて更新すること。

開示された「関連する利益」に基づき、当該 ACP 参加者が ACP 役職を務めることの適切性が評価される。以下の ACP 役職については、ACP が準拠する Council of Medical Specialty Societies' Code(CMSS)の「企業との関係に関する規範」および理



事会が採択した他の ACP 方針に従い、特定の外部組織との関係を制限しなければならない。

- 会長(President)および次期会長(President-elect)
- 理事会議長(Chair)および次期議長(Chair-elect)
- 支部長会(BOG)議長(Chair)および次期議長(Chair-elect)
- 専務理事/最高経営責任者(Executive Vice President/Chief Executive Officer, CEO)
- Annals of Internal Medicine 編集長(Editor-In-Chief)
- 理事(Regents)および理事会(BOR)のその他のメンバー

理事会、委員会、評議会等の ACP グループの会合では、開示手続を通じて報告された「関連する利益」が、出席するメンバー、来賓、スタッフを含む会議体全体に報告される。

- 開示を行った ACP 参加者は、議長(Chair)の判断(ACP スタッフおよびメンバーの意見を踏まえる)により、関連事項の討議または採決への参加を制限される場合がある(詳細は後述)。
- 「関連する利益」の報告、利益相反に関する討議、および利益相反の管理は、議事録に記載しなければならない。これには、棄権およびその理由を含めること。
- これまで開示されていなかった新規または修正された「関連する利益」は、関連事項の討議に先立ってグループに報告しなければならない。利益相反の特定と管理は、以下の手續に従って行う。
- 理事会メンバーは、他組織における受託者(fiduciary)関係に関わる利益の開示に特に留意すること。これらは、参加制限を要する利益相反につながる可能性があるためである。

年次開示手続または審議機関の会議以外において、新規または修正された「関連する利益」(未開示のもの、または最近再活性化したもの)が生じた場合は、(a) 当該 ACP グループの主管スタッフまたは最高執行責任者(COO)もしくは最高経営責任者(CEO)に直ちに開示し、(b) Convey に記録しなければならない。主管スタッフ、CEO または COO が、当該事項に利益相反が存在するかを特定し、その管理方法を決定する。



## B. ACP の統治(Governance)に関して

**ACP 統治ポジションに任命された時点で(例. 理事会、委員会、評議会、タスクフォース、その他の臨時作業部会等):**

- 本部事務局(Executive Office)からメンバーに通知が送付され、「利益の開示および利益相反管理方針」を受領したことの確認と、Convey を通じたすべての「関連する利益」の開示が求められる。
- 本部事務局は、すべてのメンバーが手続きを完了するようフォローアップを行い、必要に応じてスタッフ・リエゾン(\*)に連絡支援を依頼する。
- 電子開示記録は、当該 ACP グループのいかなる活動に参加する前に完了していなければならない。
- 任命グループの初回会合までに開示を完了していないメンバーは、記録が完了するまで参加を許可されない。
- 開示を期限内に完了しない、または何らかの理由で拒否するメンバーは、当該 ACP グループへの参加を除外され得る。

\* 訳注):スタッフ・リエゾンは各委員会や理事会に付く事務局連絡担当者  
以下、事務局連絡担当者と表記する

### 各統治会議の前に

事務局連絡担当者は、当該グループの利益開示報告を取得する(必要に応じて本部事務局を通じて請求する)。

事務局連絡担当者と議長(Chair)は、各 ACP 参加者の開示内容を確認し、本方針の「開示遵守要件」セクションに示された「関連する利益」の類型(例. 金銭的/知的、直接/間接、現存/非現存など)に照らして検討するとともに、判明している場合は以下の要素も考慮する。

- 関与組織のタイプ
  - **高リスク:** 医療関連分野で多大な財政的または知的利害を有する主体(例. 製薬業界、保険業界、機器・装置メーカー、特定臨床領域に焦点を当てた患者支援団体、または ACP の方針・価値と対立し得る政策立場・活動・価値を持つ主体)。
  - **低リスク:** 財政的利害が小さい、または知的利害がよりバランスの取れた主体(例. 特定の臨床領域に特化していない政府機関や非営利組織)。



- 関連性(Relatedness)
  - ACP 役職において求められる既知の業務内容に関連するもの(医療一般との関係ではなく)。
  - ACP 役職において求められる既知の業務分野に関連しないもの。

グループの業務と利益相反が存在するかを検討する際には、以下の利益相反管理ガイドラインを一般指針として用いる。ただし、グループの業務に照らし他のアプローチがより適切な場合には、グループで修正して差し支えない。なお、臨床ガイドライン委員会(Clinical Guidelines Committee)や科学医療政策委員会(Scientific Medical Policy Committee)など、ACP の臨床方針を策定するグループは、一般に受け入れられている外部基準に鑑み、開示・利益相反の判断および管理についてより厳格なアプローチを取る場合がある。

**本方針の末尾に、利益相反の種類別の例示(EXAMPLES OF TYPES OF CONFLICTS)が記載されている。**

利益相反レベル(CONFLICT OF INTEREST LEVELS)		
高(High)	中(Moderate)	低(Low)
利益の種類(TYPE OF INTEREST)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高リスクの組織に関連し、ACP 業務の内容に関連する現存する(金銭的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> <li>・高リスクの組織に関連し、ACP 業務の内容に関連する現存する(知的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低リスクの組織に関連し、ACP 業務の内容に関連する現存する(金銭的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> <li>・高リスクの組織に関連するが、ACP 業務の内容に関連しない現存する(金銭的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> <li>・高リスクの組織に関連し、ACP 業務の内容に関連する現存する間接的な知的利益</li> <li>・低リスクの組織に関連し、ACP 業務の内容に関連する知的 interests           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> <li><input type="radio"/> 現存または非現存</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非現存の(金銭的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> <li><input type="radio"/> ACP 業務に関連するか否かを問わない</li> <li><input type="radio"/> 高リスク／低リスクの組織いずれでも</li> </ul> </li> <li>・低リスクの組織に関連するが、ACP 業務の内容に関連しない現存する(金銭的)利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> <li>・低リスクの組織に関連するが、ACP 業務の内容に関連しない知的利益           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現存または非現存</li> <li><input type="radio"/> 直接または間接</li> </ul> </li> </ul>
利益相反管理のアプローチ(CONFLICT MANAGEMENT APPROACH)		
討議、著者としての参加、投票を制限することを検討する。	討議は基本的に許可。ただし著者としての参加や投票の制限を検討する。	参加は原則として制限されない。

議長(Chair)の開示は、副議長(Vice Chair)がいる場合は副議長が、副議長の ACP ポジションがない場合は指名された他のメンバーが確認する。統治グループに関与するスタッフの開示は、議長が確認する。



## 各統治会議において

当該グループの各メンバーおよびグループに関与するスタッフのすべての開示は、会議の議題資料に含める。

各会議の議題には、利益開示の確認・更新、ならびに利益相反の有無とその管理方法の検討を行う項目を含める。

- 議長はメンバーとともに開示内容を確認し、電子記録の作成以降に変更があったかをメンバーおよびスタッフに申告させる。
  - メンバーまたはスタッフが変更を申告した場合、その内容は議事録に記録し、当該メンバーは電子記録を更新しなければならない。電子記録の更新が速やかに行われない場合は、上記「手続」セクション(第3段落の第1・第2箇条)に従い、参加の停止または制限を受けることがある。
- 議長は、当該グループの業務に利益相反が存在するかを判断するための討議を主導し、存在する場合の管理手法を決定する。
  - 利益相反の有無および管理手法を決定する際、議長は委員会の総意(コンセンサス)形成に努める。合意に至らない場合は、議事手続(動議、討議、過半数決)により委員会の意思を決定する。
- 議長は、その結果生じる参加制限についてグループに通知する。
  - 参加制限が課された場合は、その制限内容および制限の原因となった利益相反を議事録に記録しなければならない。

## 各会議直後 (*Immediately Following each Meeting*)

事務局連絡担当者は、電子開示システムに反映すべきメンバーの開示内容の変更について、本部事務局(Executive Office)に報告する。

事務局連絡担当者は、メンバーが会議中または会議後に自らの開示記録を更新するよう確実に対応する。

## 理事会メンバーと他組織における受託者関係

理事会メンバーは ACP に対して一次的かつ最優先の受託者責任を負う。このため、他組織で同時に保持する受託者関係は必ず開示し、ACP 参加者の理事会での役割を損ない得る利益相反または潜在的利益相反がないか、慎重に評価しなければならない。必要に応じて、参加の制限や、いずれかの受託者役割からの離任が求められる場合がある。このような状況では、統治委員会(Governance Committee)議長が臨



時グループ(ad hoc group)を招集し、同時に保持されている受託者関係を評価し、ACP 参加者の理事会在任中にどのように管理すべきかを決定する。臨時グループは、当該関係が理事会メンバーの ACP に対する受託者責任とどの程度競合するかに基づき、統治委員会に管理方法を勧告する。統治委員会は進め方を決定し、必要に応じて参加や役割の制限に関する勧告を理事会に提出し、最終決定は理事会が行う。

理事会メンバーの同時受託者関係を評価する臨時グループの構成

- 会長(President)または次期会長(President-elect)
- 理事会議長(Chair)または次期議長(Chair-elect)
- 統治委員会に属さない理事(Regent)2名
- 最高執行責任者(COO)または統治担当副社長(VP Governance)

**他組織との関係に関する方針(役割・責任・管理)に基づき任命された ACP の常任または技術的任命者(Standing/Technical Appointees)**

任命時、本部事務局(Executive Office)は、すべてのスタッフおよび任命者に対し、「利益の開示および利益相反管理方針」を受領したことの確認と、Convey を通じた「関連する利益」の開示を求める通知を行う。

任命に関わるいかなる活動に参加する前に、電子開示記録を完了しなければならない。

- 開示記録が完了するまで、任命者は ACP の任命者として参加できない。
- 開示を期限内に完了しない、または理由の如何を問わず拒否する任命者は、すべての ACP 役職から解任され得る。

任命を所管するスタッフは、任命者の利益開示報告入手する(必要に応じて本部事務局を通じて請求可能)。

任命を所管するスタッフは、上記「各統治会議の前」の手順にある指針に従って開示内容を確認し、当該開示が ACP を代表する任命者の参加を制限すべき利益相反に当たるかを判断する。

参加の制限または中止を要する利益相反が明らかな場合、任命を所管するスタッフは ACP の CEO および/または COO、ならびに関係団体側のスタッフと協議し、任命者の参加をどの程度まで制限すべきかを決定する。



- ACP および関係団体の判断により、参加が著しく制限される場合には、任命を終了し、当該役割を担う新たな人員を選任することがある。

#### *ACP 職員および独立契約者(ACP Staff and Independent Contractors)*

雇用開始時、ACP 職員および独立契約者は「利益の開示および利益相反管理方針」(Disclosure of Interests and Management of Conflicts Policy)を受領したことを確認し、Convey を通じてすべての利益を開示しなければならない。職員のガバナンス会議への参加手順、ならびに利益相反の判定・対応は、「ACP の統治(For ACP Governance)」に定める手続に従う。

#### *ACP の CME 活動への貢献者(Contributors to ACP CME Activities)*

ACP の CME 活動への貢献者には、教員、著者、その他、活動の内容を管理・影響し得る立場の者(例. ACP 本部・各支部の会議・コースの教員、MKSAP の著者・査読者)が含まれる。方針セクションの第 9 項に記載のとおり、CME 活動に関する開示および利益相反管理は ACCME の商業的支援基準に従う。可能な限り、CME 活動に参加するすべての ACP 参加者は Convey で開示を行い、「関連する利益」のレビュー、利益相反の特定、管理/解決を実施する。具体的な開示および管理のプロセスは CME 活動ごとに異なる場合があり、本部事務局(Executive Office)の承認を受ける。

#### *ACP 出版物への貢献者(Contributors to ACP Publications, excluding Annals) (Annals を除く)*

ACP 出版物(例:ACP Internist, ACP Hospitalist, 各種 e-ニュースレター)の貢献者には、編集委員、著者、編集者、編集アドバイザー等が含まれる。可能な限り、すべての貢献者は Convey で開示を行い、「関連する利益」をレビューし、利益相反を特定のうえ、上記「各統治会議の前」に示された COI 管理の枠組みを参考に管理／解決を実施する。具体的な開示および管理のプロセスは刊行物や役割により異なる場合があり、本部事務局の承認を受ける。

- **通知(Notification)**

- ACP のため、または ACP を代表していかなる活動に従事する前に、すべての個人に本方針を提供し、開示手続の完了を求める。
- 本方針および開示・利益相反管理プロセスに関する情報は、年 1 回配布される。
  - 定期開示サイクル外で状況の変更(未報告だった利益、最近再活性化した利益など)が発生した場合は、発生時に報告する。「関連する利益」の開示は所



管委員会の事務局連絡担当者から委員長および副委員長に、次回会合前に送付される。

- すべてのスタッフ向けオリエンテーション資料には本「利益の開示および利益相反管理方針」を含め、ACP スタッフ方針・手続集に組み込む。
- すべての ACP 会議のアジェンダ冊子には、会議冒頭に「関連する利益」のレビューを行う定例アジェンダ項目を設け、その討議を議事録に記録する。
- すべての ACP 会議のアジェンダ冊子には、各議題に関する内容の前に独立したページとして、以下の注意書きを掲載する。

委員会のメンバーは、本会の「利益の開示および利益相反管理方針」を遵守し、案件が生じた際には関連する利益を会議体全体に開示しなければならない。議長の判断により、当該案件の討議および/または採決に参加すべきでない場合がある。棄権およびその理由は議事録に記録する。本人の出席が当該事項の自由闊達な討議を妨げる場合には、議長の裁量で当該討議への同席を控えることがある。議長に利益相反がある場合は、グループで議長の参加レベルを決定するか、議長の上位者に付託することができる。

利益の開示とレビュー、特定された利益相反およびその管理は、議事録に記録しなければならない。

#### **ACP 開示システムへのアクセス** *(Accessing the ACP Disclosure of Interests System)*

AAMC の Convey Global Disclosure System は、開示プロセスを自動化し、利益の開示をより容易かつ便利にするシステムである。開示の完了が必要な場合、本部事務局(Executive Office)からすべての ACP 参加者に通知が送付され、その手順について案内される。本方針および Convey に関するすべての質問や情報提供の依頼は、Executive Office の Executive Administration 担当管理者 Lauren Cruz ([lcruz@acponline.org](mailto:lcruz@acponline.org) / 215-351-2817)まで連絡すること。



## 利益の種類別の利益相反の例 (EXAMPLES OF CONFLICTS BY TYPE OF INTEREST)

### 高度(High)な利益相反

#### 現存の金銭的利益/ハイリスクの組織/ACP の業務に関連 直接または間接

- 委員会が執筆中の論文の焦点となっている疾患領域に製品を持つ製薬企業に、配偶者が勤務している科学医療政策委員会のメンバー。
- 変形性関節症の患者向けガイドを委員会が作成中である一方、関節炎財団(Arthritis Foundation)から助成金を受けている患者・専門職連携委員会のメンバー。
- 医療情報学委員会のメンバーであり、EPIC 社の取締役会の有償メンバーである者。
- 避妊薬を有する製薬企業から講演謝金を受け取っている者が、ACP の委員会で女性の健康に関する方針を策定している場合。

#### 現存の知的利益/ハイリスクの組織に関連/ACP の業務に関連 直接または間接

- 疾患支援団体のボランティア理事またはワーキンググループ参加者であり、その団体またはワーキンググループと同一の焦点領域での企画を策定中のACP 委員会に所属している者。
- ACP タスクフォースのメンバーで、配偶者が当該タスクフォースの焦点に関連する疾患領域の製品を持つ製薬企業の無償コンサルタントである場合。

### 中程度(MEDIUM)の利益相反

#### 現存の金銭的利益/ローリスクの組織/ACP の業務に関連 直接または間接

- CMS(Centers for Medicare & Medicaid Services)の職員で、ACP のコーディングおよび支払い方針小委員会のメンバー。



- 患者・家族中心ケアに焦点を当てた非営利団体の患者アドボカシー・コンサルタントまたは職員で、患者・専門職連携委員会のメンバー。
- 診療実践・質委員会のメンバーで、委員会が関連する方針作成に取り組んでいる間にコンシェルジュ診療所を所有している者。

#### **現存の金銭的利益/ハイリスクの組織/ACP の業務に関連しない**

直接または間接

- ボランタリズム委員会(Volunteerism Committee)のメンバーでありながら、心房細動に関する助成金を製薬企業から受けている。
- 医師のウェルビーイング・専門職充実委員会に所属しながら、バイオテク企業の株式を保有している。

#### **現存の間接的知的利益/ハイリスクの組織/ACP の業務に関連**

- 科学医療政策委員会メンバーの配偶者が、給付管理会社における画像検査の承認審査パネルのボランティアメンバーである。

#### **知的利益／ローリスクの組織／ACP の業務に関連**

直接または間接、現存または非現存

- 倫理・専門職意識・人権委員会のメンバーで、緩和ケアの専門家として論文発表歴があり、とくに委員会が医師による自殺帮助に関する方針を検討している場合。
- 出版委員会のメンバーで、学習スタイルや学習形式について多数執筆している者。

#### **低度(LOW)の利益相反**

##### **非現存の金銭的利益**

直接または間接。ACP 業務に関連するか否かを問わない。高リスク/低リスクいずれの組織も含む

- 6か月前に製薬業界での雇用を離れた。
- 2年前に米国心臓協会(AHA)から資金提供を受けたプロジェクトを完了した。



### 現存の金銭的利益/ローリスクの組織/ACP の業務に関連しない

直接または間接

- 理事(Regent)在任中に、臨床分野の連邦助成金を受けている。
- ACP 資格審査委員会に所属しつつ、州政府職員としてメディケイド業務に従事している。

### 知的利益/ローリスクの組織/ACP の業務に関連しない

現存または非現存。直接または間接

- 倫理・専門職意識・人権委員会に所属しながら、専門分科会の臨床ガイドラインの著者である。
- ACP 支部長(Governor)を務めつつ、認定機関の試験作成委員会のメンバーである。

**起草者(Originator)** : Lois Snyder, JD

**作成年月日(Origination Date)** : 1997 年 3 月 13 日

**更新(Updated)** : 2003 年 3 月、2004 年 3 月、2005 年 12 月、2008 年 1 月、2009 年 1 月、2014 年 4 月、2015 年 10 月、2018 年 3 月、2019 年 4 月、2020 年 3 月、2023 年 9 月